

国民年金保険料の免除を受けた期間は、『追納』ができます

保険料の免除や学生納付特例の適用を受けた人が、将来より有利な年金を受けることができるように、当該期間について後から納付することができます。

追納できる期間は遡って10年間となります。この場合、追納する月は任意に選択できず、先に経過している月の分から順次に行うことになっています。

追納する保険料の額は、免除および学生納付特例の適用を受けた当時の保険料の額に政令で定める額を加算した額となります。

平成18年度の追納保険料額は次のとおりです。

【問合せ先】

愛媛社会保険事務局宇和島事務所 ☎22-5440(代)
役場町民課保険年金係 ☎45-1111(内線216)

免除・学生納付特例の適用を受けた月の所属する年度	追納額	半額免除の追納額
H 8	16,480円	—
H 9	16,260円	—
H10	16,010円	—
H11	15,400円	—
H12	14,800円	—
H13	14,230円	—
H14	13,690円	6,840円
H15	13,490円	6,740円
H16	13,300円	6,650円
H17	13,580円	6,790円

住民基本台帳法一部改正(平成18年11月1日施行)のお知らせ

何人でも閲覧を請求できるという現行の制度は廃止され、個人情報保護に十分留意した制度として再構築されます。

【改正の概要】

(1) 閲覧することができる場合が限定されます

- ①国または地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合
- ②次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合
 - ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高い(※)と認められるもの
※調査結果が広く公表され、その成果が社会に還元されていることなど総務大臣が定める基準による
 - ・公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるものなど

(2) 偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反などへの制裁処置が強化されます

【問合せ先】役場町民課戸籍住民係 ☎45-1111 (内線212・213)

里親になりませんか

親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により、家庭で生活できない子どもがいます。

里親とは、このような子ども達を、自分の家庭に迎え入れて養育する人のことを言います。

里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親になることを希望する方に子どもの養育をお願いする制度です。

愛媛県下では、さまざまな理由により、やむをえず児童養護施設や乳児院に入所している児童が約550人います。

子どもたちの健やかな成長を考えれば、できるだけ家庭的な雰囲気のもとで養育されることが望ましいと言えますが、愛媛県の里親委託率

は1.4%であり、全国平均8%と比べても極めて少ない状況です。

このようなことから、愛媛県では、家庭に恵まれない児童のために、里親として、一定期間家庭を提供してくださる方を求めています。

里親には養育費として、生活費、学校教育費、医療費、里親手当などが公費で支給されます。また、扶養控除の対象にもなります。

里親制度のことにつきましては、最寄りの児童相談所、福祉事務所、市町社会福祉協議会および市町民生児童委員協議会などに御相談ください。

里親申込窓口

〒798-0060 宇和島市丸之内3-1-19
愛媛県南予児童相談所 ☎22-1245